

公益社団法人 桐生市シルバー人材センター

会 員 互 助 会 会 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、公益社団法人桐生市シルバー人材センター会員互助会（以下「会」という。）といい、事務所を公益社団法人桐生市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事務局におく。

(目的及び組織)

第2条 この会は、連帯共助に基づき会員の親睦と相互扶助を図ることを目的とし、センターの正会員をもって組織する。従って、センターの正会員は全員この会に入会するものとする。なお、センターの正会員になっていないセンター理事及びセンター事務局職員についても、この会に賛同し入会を希望する場合は、この会の賛助会員として入会できる。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1 給付事業

(1) 傷病見舞金

- ・ 傷病入院療養10日以上 3,000円
- ・ 但し同一疾病の場合は一回のみとし、退院後60日以内に、本人又は代理人が入院日数の明記された領収書を添付のうえ申告する。

(2) 弔慰金

- ・ 死亡したとき 5,000円

(3) 慶祝金 3,000円

- ・ 県知事表彰以上とし、幹事会で内容を検討し妥当と判断されたものに対して支給。

2 福利厚生事業

親睦旅行や懇親会等の福利厚生事業については、その実施内容及び方法等をその都度幹事会において決める。

(役員)

第4条 この会に、次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 15名以内
- (4) 監査 2名
- (5) 庶務会計 2名

2 幹事は、会員から選出する。

3 会長、副会長及び監査は、幹事会において互選し総会の承認を得る。

4 庶務会計は、1名は幹事の中から会長が委嘱し、1名はセンター事務局職員をあてる。

(任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(顧問及び相談役)

第6条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項について会の諮問に応じる。

(会議)

第7条 この会の総会は、毎年1回開催し、会員の過半数をもって構成する。

2 幹事会は、必要の都度会長が招集する。

3 総会の議長は、その総会に出席した会員から選出する。

4 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会の経費)

第8条 この会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他

(会 費)

第9条 前条により会員(賛助会員も含む)が負担する会費は、年額600円とする。

- 2 会員は、センターの会費納入時に一緒に年会費を納入するものとする。
- 3 賛助会員は、毎年4月に年会費を納入するものとする。
- 4 途中入会者の会費は、以下の表とする。

入会時期	会費額
4月～7月	600円
8月～11月	400円
12月～3月	200円

(事業年度)

第10条 この会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑 則)

第11条 この会の定めによりがたい場合は、会長がこれを決定する。

- 2 この会則の改廃は、幹事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1. この会則は、平成15年6月1日から施行する。
- 2. この会の設立初年度の役員は、第4条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第5条の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

3. この会の設立初年度の会費は、全会員一律年額600円を納入するものとする。
4. この会の設立初年度の事業及び会計年度は、第9条の規定にかかわらず平成15年6月1日から平成16年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月8日から施行する。